

# 千葉県教育委員会会議議事録

令和8年度第4回会議（定例会）

1 期 日 令和8年7月22日（水） 開会 午前10時30分  
閉会 午前11時55分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛  
委員 貞廣 斎子（途中退席）  
花岡 伸和  
永沢 佳純  
櫻井 直輝  
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 齋藤 浩司  
教 育 次 長 伊澤 浩二

企画管理部

企 画 管 理 部 長 吉本 明広  
学 校 危 機 管 理 監 陣野 正美  
県 立 高 校 統 括 監 岡野 秀次  
教 育 総 務 課 長 和久 純  
教育総務課副参事兼人事給与室長 金親 秀樹  
教 育 政 策 課 長 最上 健史  
財 務 課 長 田中 憲一

教育振興部

教 育 振 興 部 長 鈴木 克之  
教 育 振 興 部 次 長 赤池 正好  
学 習 指 導 課 長 神田みのり  
教 職 員 課 長 佐藤 祐児  
教 職 員 課 副 参 事 小山雄一郎

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 川名 康博  
同 副主査 志村 勇太  
財 務 課 予 算 班 長 笹川 学

教育振興部

学習指導課学力向上推進室主幹 吉田 晴一  
同 指導主事 畠山久美子  
同 総文祭準備班長 乳井 亜樹  
同 副主査 小原 直樹  
教職員課主幹兼小中学校人事室長 草刈 祥智  
同 管理主事 渡部 悠介  
同 免許班主幹 初芝 亨  
同 主幹兼管理室長 青木 慎哉

|   |        |        |
|---|--------|--------|
| 同 | 主席管理主事 | 永井 正見  |
| 同 | 管理主事   | 加瀬 博俊  |
| 同 | 管理主事   | 岩崎 匡高  |
| 同 | 管理主事   | 積田 さゆり |

#### 事務局

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 企 画 管 理 部 教 育 総 務 課 |       |
| 主 幹 兼 委 員 会 室 長     | 高木 優  |
| 同 副主幹               | 小合 基夫 |
| 同 副主幹               | 伊能 昌邦 |
| 同 主査                | 土屋 雄輝 |

#### 4 教育長開会宣告

千葉県教育委員会会議規則に基づき、貞廣委員の途中退席を承認したので報告する。

#### 5 署名人の指名 櫻井 直輝 委員

#### 6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第13号議案から第20号議案までの議案8件、報告1の報告1件である。第15号議案から第20号議案までについては、千葉県教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

#### 7 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

#### 8 審議事項

#### 第13号議案 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

##### 【教育総務課人事給与室長】

改正理由についてであるが、令和7年度に設置した教育職員免許状再授与審査会を附属機関に位置付けるためのものである。教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が令和4年4月1日より施行され、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置くことが定められ、また、児童生徒性暴力等を行ったことで教育職員免許状が失効等となった者に対し再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされた。なお、都道府県教育職員免許状再授与審査会は地方自治法で規定されている附属機関に該当する。千葉県においても千葉県教育職員免許状再授与審査会規則を定め、令和7年4月1日に当該審査会を設置した。今後、委員選定の協議と委嘱手続きを進めるにあたり、千葉県教育委員会行政組織規則において当該審査会を附属機関として位置付ける必要があることから、改正を行うこととするものである。改正内容については、第20条の教職員課の分掌事務に「千葉県教育職員免許状再授与審査会に関すること」を加え、第42条の附属機関に「千葉県教育職員免許状再授与審査会」を、その庶務を処理する機関として「教職員課」を加えるものである。施行期日については令和8年7月28日とする。

##### 【貞廣教育長職務代理者】

第13号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第13号議案は、原案どおり可決する。

#### 第14号議案 令和9年度千葉県県立中学校第1学年入学者決定要項の制定について

【学習指導課長】

この入学者決定要項は、県立中学校管理規則第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、令和9年度入学者決定の生徒の募集、入学者の決定方法等の大枠について定めるものである。「第一 募集」では応募資格等を、「第二 出願」から「第七 その他」まででは、検査の期日や提出書類、入学者の決定方法等の大枠について定めている。令和9年度の入学者決定要項における変更点は、「第六 入学許可候補者の決定」の項目にある「二 提出期間及び提出方法」の入学確約書の提出締切日をこれまで二次検査結果の発表日の翌授業日としていたものを2月4日にしたことである。変更の理由としては、受検者の進路決定に余裕をもたせるためである。令和9年度千葉県県立中学校入学者決定の流れであるが、この入学者決定要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに、7月下旬に県報に登載し、県民に告示する。その後、この入学者決定要項に基づいて詳細を定める入学者決定実施要項を8月上旬に作成し、8月下旬に県教育委員会のホームページで公表する。一次検査は令和8年12月5日に実施し、同月16日に結果の発表を行う。二次検査は令和9年1月24日に実施し、2月1日に結果の発表を行う。なお、入学者決定に係る日程については、令和7年12月18日の教育委員会会議において決定し、既に県教育委員会のホームページで公表している。

【櫻井委員】

入学者決定要項の「その他」の「二」に「障害のある児童の受検に際して必要な事項は、別に定める」とあるが、近年の状況や考え方を鑑みると、この内容を「その他」に位置付けることについては検討の余地があるのではないか。記載箇所を見直すなど、現在のインクルーシブ教育の考え方も踏まえた構成とすることができないか、今後検討していただきたい。

【学習指導課長】

今後検討していく。

【貞廣教育長職務代理者】

第14号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第14号議案は、原案どおり可決する。

#### 報告1 第53回全国高等学校総合文化祭千葉大会第2回開催準備委員会について

【学習指導課長】

第2回開催準備委員会は、令和11年度に本県で開催予定の第53回全国高等学校総合文化祭千葉大会に向けて、庁内関係各課・関係団体と情報共有を図るとともに、大会テーマや大会愛称、今後の事業計画について検討するため、7月13日に千葉県自治会館で開催された。会議では、まず第53回全国高等学校総合文化祭千葉大会の概要説明及び、これまでの経過についての報告を生徒準備委員会の代表生徒から行った。また、議案について本委員会に諮り全会一致で承認された。承認された大会テーマ、イメージカラー、大会愛称については別紙2のとおりである。大会テーマについては今年2月から5月にかけて公募し、応募のあった842点の中から事前審査、生徒準備委員会による一次審査、外部有識者を含む本審査を経て、最優秀作品を選んでいる。作者は高校1年生であるが、「二度目の千葉大会を一つの節目としつつ、新たな出発を祝いたい」とコメントしている。次にイメージカラーと大会愛称であるが、こちらは今年度の生徒準備委員会で案を作成し、当日は代表生徒5名がプレゼンテーションを行い、案を作成した理由などを語った。イメージカラーは、スカイブルー（空色）、サンライトイエロー（黄色）、パーミリオン（朱色）の3色で、いずれも千葉県の歴史や地域性を踏まえつつ、若さや未来に向かうイメージを重視した、明るい色合いとなっている。大会愛称は「2029ふさの国ちば総文」で、生徒は「第1回の開催地である千葉県に52年ぶりに総文祭が戻ってくることから、数字の部分を強調したいと思い、2029を前に持ってきた」「『ふさの国』は、平安時代の文献である『古語拾遺』によると、房総半島で麻を植えたところ良く育ったので、麻の別名『ふさ』の名を取って『ふさの国』と名付けたという説話から、千葉県の歴史が感じられる表現として入れた」とコメントしている。これらの案の承認をもって、大会テーマの毛筆表現や大会愛称のロゴマーク、ポスター原画やマスコットキャラクター、イメージソングの歌詞の募集が始まるところである。今後、より一層、開催への気運を高め、準備を進めていくこととしている。

【貞廣教育長職務代理者】

高校生のポテンシャルが高い。これからに期待が膨らむ。

【芦澤委員】

イメージカラー3色は、今後どのように使うのか。

【学習指導課長】

色の数や配置に制約はなく、パンフレットの表紙やのぼり旗にちりばめたり、ポスター原画等の応募の際に意識して使ったりしてもらう予定である。

【芦澤委員】

3色であることが通例であるのか。また、他の県でもそうであるのか。ある宗教団体の旗に似ているので、特定の団体に偏る印象を持たれないよう気を付けてほしい。

【貞廣教育長職務代理者】

意見として受け止めてほしい。

報告1は終了。

教育長報告 令和8年6月定例県議会の概要について

【杉野教育長】

はじめに、議案についてであるが、教育委員会関係は、資料の1から2ページの「補足説明資料」のとおり、議案第12号「契約の締結について」及び議案第14号「契約の変更について」の2議案が審査され、原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてであるが、「高校教育改革の取組状

況」に関する質問など、86件あった。詳細は、資料3ページから9ページの「令和8年6月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。教育問題について、「国の基本方針を踏まえた、県教育委員会における高校教育改革の取組状況はどうか」との質問には、県教育委員会では、令和4年3月に策定した「県立高校改革推進プラン」に基づき、県立高校の魅力化に取り組んでいるところであるが、今後の人口減少等の社会変化や、国の高校教育改革に関する基本方針も踏まえ、県立高校の中長期的なあり方について、学識経験者や教育、産業界の有識者等から意見を伺う、新たな検討会議を設置した。6月に開催した1回目の会議では、「長期的な視点に立った校舎の建替えや施設・設備の充実」「遠隔授業等による多様な学びの保障」「産業界や地域との連携を深めるコーディネーターの配置」が必要であるといった意見をいただいたところである。今後も、検討会議において議論を深め、幅広い関係者とも意見交換を行いながら、国の基本方針を踏まえた「高等学校教育改革実行計画」を今年度中に取りまとめるとともに、更なる魅力化に向けた高校改革に取り組んでいく、と答弁した。

次に、文教常任委員会における質問についてであるが、7月7日の本会議において文教常任委員会委員長より審議状況について報告があった。詳細は、資料10ページの「令和8年6月定例県議会文教常任委員会委員長報告」のとおりである。なお、常任委員会当日、審議終了後に県内視察が行われ、県立千葉中学校を文教常任委員12名が視察した。県立中学校における中高一貫教育の取組状況について説明があり、各委員と活発な意見交換が行われた。

## 教育長報告 令和8年6月19日付けで受理した請願書について

### 【杉野教育長】

令和8年6月19日付けで受理した「増え続ける不登校、いじめ、暴力行為を改善するためにも教員の未配置を完全に解消するための対策を求める請願書」への対応について説明する。本請願の趣旨は、県の責任で法律に定められた教職員の未配置を完全に解消するための対策を講じることを求めるものである。請願項目としては、「未配置を完全に解消するための5年計画を策定すること」「文部科学省が認めている産休・育休の先読み加配を確実に活用できるようにし、年度初めからの産育休の未配置をなくすこと」「県費採用枠で年度初めから、教員を確保して空きが出たときにすぐに配置できるようにすること」「3年間臨時教職員を務めた教員は正規採用すること」「35人を越える学級編成を行わないこと」を要望している。

本請願の取扱いについては、項目2、3、5については、令和7年11月18日の令和7年度第8回定例教育委員会会議において、付議しない旨を報告したところであるが、改めて請願にある5つの項目について、県の取組状況等をそれぞれ申し上げる。1点目の「未配置を解消するための5年計画を策定すること」については、国の政令改正に伴い、産育休代替として必要な数の見通しを持つことなどを含め正規職員の計画的な採用に努めているところである。2点目の「産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援」についてであるが、教諭のほか、養護教諭、栄養教諭、栄養職員、事務職員も配置対象となっており、今年度当初には112人を配置したところである。3点目の「県費採用枠での教員確保」についてであるが、教職員定数は、国が措置することが基本であり、県単定数は、療休代替等、国の定数では措置されない教職員について、措置しているところである。4点目の「臨時教職員の正規採用」についてであるが、教員採用候補者選考において、臨時的教員を含む一定の条件を満たす方について、第1次選考の免除又は一部免除をしているところである。5点目の「35人を越える学級編制」についてであるが、国の通知に基づき、児童の実態に応じた教育的配慮の下、例外的に行われるものであり、適切に運用されているか、しっかりと確認しているところである。以上のとおり、本請願の取扱いについて、慎重に検討した結果、いずれの請願についても、既に対応方針を明確に定めて取り組んでいることから、付議しないこととした。引き続き、教員志願者の確保と、これにもつながる学校現場の働き方改革の推進に全力で取り組んでいく。

## 委員報告 委員視察について

### 【花岡委員】

同校は通信制高校であり、現在約1,200人の生徒が在籍している。基本的にはレポートを提出することで単位が認定される仕組みであるが、私が訪問した6月30日はスクーリングの日であり、校内は非常に活気があった。実際に教室の様子を見学したところ、生徒の取り組み方は実に様々であった。当日はレポート提出日でもあったため、その時間の授業とは別の科目のレポートに取り組んでいる生徒もいた。一方で、スマートフォンを操作している生徒がおり、調べ学習をしているのかと思ったところ、実際には通販サイトを閲覧している場面も見られた。また、パソコンを使った自習や調べ学習に近い授業であっても、作業をせず友人同士で会話をしている生徒もいた。そうした生徒に何をしているのか声を掛けたところ、突然こちらが戸惑うような質問を投げ掛けられた。話をしていく中で、その生徒は最初の説明こそ分かりにくかったものの、言い換えて説明するとすぐに理解し、非常に頭の回転が速い生徒であると感じた。一方で、先生の授業説明を十分に聞いておらず、パソコンへのログインもできていない状況であった。しばらく雑談をした後に先生が来られたため、その状況を伝えると、先生が改めて説明を始め、生徒たちもその時点ではしっかり話を聞いていた。この様子を見て、授業開始直後から一方的に説明を行っても、生徒の耳にはなかなか届かない場合があるのではないかと感じた。雑談などを通じて生徒の気持ちが授業に向いた段階で説明を行う方が、内容が伝わりやすい場面もあるのではないかと思われた。通信制高校ではスクーリングの回数が限られているため、教員と生徒との関係づくりも容易ではない。レポートを提出し単位を取得することで卒業資格は得られるが、社会性を身につけ、一人の人間として成長していくという観点では、さらに工夫が必要ではないかと感じた。学校側からは、現在はリアルタイム配信の授業を受講しなければ単位取得が難しい制度となっているが、録画によるオンデマンド形式でも単位取得が可能となれば運営しやすくなるとの要望があった。また、現在も紙のレポート提出が中心であるため、こうした部分についてもDX化が進むことを期待しているとの話であった。一方で、事前に視察したN高等学校と比較すると、大宮高校にはより多様な背景を持つ生徒が在籍しているとのことであった。BYODの導入についても、家庭環境などの事情から簡単には進められない現状があるとの説明を受けた。そのため、単純な制度変更や設備整備だけでは解決できない課題が存在していると感じた。以前から櫻井委員が大宮高校への支援強化の必要性を指摘しているが、今回の視察を通じて私自身もその必要性を実感した。約1,200人の生徒のうち、進路が決定している生徒は半数程度にとどまるという現実もある。千葉県の大変な人材を一人でも多く社会へ送り出していくためには、千葉大宮高校をはじめとする通信制高校への支援を充実させる必要がある。家庭環境を含めた生徒一人ひとりの状況を踏まえながら、より丁寧な支援策を検討していくことが重要であると感じた。

## 委員報告 令和8年度全国都道府県教育委員会連合会第1回総会等について

### 【貞廣教育長職務代理者】

7月16日・17日に、杉野教育長とともに香川県高松市で開催された全国都道府県教育委員会連合会第1回総会に出席した。初日は総会、研修事業及び文部科学省による行政説明が行われ、2日目は分科会及び教育視察が実施された。総会では、令和7年度決算に関する協議や新役員に関する報告を含め、各種報告事項について審議が行われた。なお、杉野教育長は令和8年度の副理事を務めることとなっている。研修事業では、文部科学省初等中等教育局高等学校振興課長の寺島史郎氏から「公立学校の魅力向上について」と題した行政説明が行われた。また、同省教育職員政策課働き方改革推進室長の高見暁子氏からは、教員の働き方改革の進捗状況や、それを支える各種予算事業について説明があり、新規事業への積極

的な活用についても呼びかけがあった。説明の中では、市町村立学校を含め、県内の学校においても活用効果が期待できる事業が複数紹介された。県内市町村及びそれを支援する県教育委員会において、こうした事業に関する情報収集のアンテナを高く持ち、活用可能な事業については最大限に活用することで、働き方改革の推進と、その結果として実現される子どもたちの質の高い学びにつなげていくことが重要であると感じた。２日目の午前中は分科会に参加し、「不登校児童生徒の学びの保障の在り方」をテーマに協議を行った。各自治体によって地域特性が異なるため、その対応策も多様であるが、専門学校や公立通信制高校の魅力をもどのように発信していくかという点について意見交換が行われた。広域通信制高校にも利点はあるが、公立通信制高校ならではの教育の質や特色についても十分に周知し、不登校児童生徒や学習に困難を抱える子どもたちへの支援につなげていくことが重要であると感じた。また、各都道府県とも正解のない課題に対し、試行錯誤を重ねながら取り組んでいることが共有され、大変参考になった。午後は情報通信交流館を視察した。同施設は、香川県が進める官民共創によるデジタル田園都市構想の実現とデジタル人材育成を一体的に推進する拠点である。首都圏に位置する千葉県では比較的民間主導で進む取組も多いが、地方都市においては行政が積極的に関与しなければ実現が難しい部分もあることを改めて認識した。また、高松市では丹下健三氏が設計した県立体育館が老朽化により閉館した後、新たな県立アリーナが整備されていた。瀬戸内海の景観に調和した非常に美しい施設であり、地域のランドマークとしての役割を果たしていることが印象的であった。一方で、教育委員会関係者による意見交換の中では、こうした特徴的な建築物は維持管理や保守に多大な費用と労力を要するとの指摘もあった。公共施設の整備に当たっては、地域の象徴となる魅力的な施設を整備することも重要であるが、同時に長期的な視点に立ち、維持管理をいかに効率的かつ持続可能なものとしていくかという観点も極めて重要であることを改めて実感した。

< 傍聴・報道 退出 >

## 9 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第２７条の２の規定に基づき、ここからの進行を花岡委員にお願いする。

**第１５号議案 職員の懲戒処分について**  
**第１６号議案 職員の懲戒処分について**

教職員課長が説明後、協議。

< 貞廣委員 退席 >

原案どおり可決した。

**第１７号議案 職員の懲戒処分について**

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第１８号議案 職員の懲戒処分について**

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第 19 号議案 職員の懲戒処分について**

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第 20 号議案 職員の懲戒処分について**

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**10 教育長閉会宣告**



令和8年8月19日 署名人